

平成25年第3回川本町議会定例会会議録

(第1日目) 平成25年 9月 6日 午前9時30分開議

議長

おはようございます。

定刻となりましたので、これより定例会を開催致します。

本日、平成25年第3回川本町議会定例会が招集されましたところ、ご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございました。

只今の出席議員数は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

々

これより、平成25年第3回川本町議会定例会を開会致します。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。

々

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、2番石川議員、3番植田議員を指名致します。よろしく願いを致します。

々

日程第2、「会期の決定」の件を議題と致します。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されております。

その結果につきましては、お手元に配布しております「審議予定表」(案)のとおり、本日6日から12日までの7日間とし、本日は、諸般の報告、町長の行政報告、議案の提案及び提案理由の説明、全体審議、質疑を行います。質疑は各会計決算認定議案を除きました全議案であります。

々

次に、決算特別委員会を設置し、これに審査並びに調査を付託し、本日6日から10日までの3日間の審査予定と致しております。

なお、人事案件については、本日の採決予定となっております。

々

本日は、本会議終了後、引き続いて全員協議会、決算特別委員会を開催し、その後、議会運営委員会を開く予定としております。

々

9日は、決算特別委員会に続いて委員会付託した「請願の継続審査」のため常任委員会を開催し、11日は本会議を開き、一般質問を行います。本会議終了後、議会運営委員会を開催することと致しております。

なお、一般質問の通告期限は、本日の午後1時までと致しますので、よろしく願いを致します。

々

12日の最終日は、午前9時30分より本会議を開いて、全体審議で討論

- 議 長 を行い、採決とする予定と致しております。
- 々 以上、この予定（案）のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は、本日6日から12日までの7日間とすることに決定致しました。
- 々 日程第3、「諸般の報告」を行います。
議長としての報告事項は、お手元に配布しております「議長報告、議員派遣」のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思います。
- 々 日程第4、「町長行政報告」を行います。番外三宅町長。
- 番外 皆様、おはようございます。平成25年第3回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。
平素は町政の運営につきまして、町民の皆様をはじめ、町議会議員の皆様にご指導、ご協力をいただいておりますことを厚くお礼申し上げます。
開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして諸般の事項についてご報告申し上げます。
- 々 今年の夏は、空梅雨による水不足を心配しかけておりましたが、一転、県下では7月下旬、さらには、8月24日未明には、近隣市町を中心に記録的豪雨となり、各地で大きな被害が発生いたしました。
本町におきましても、8月1日及び24日から25日にかけて豪雨災害が発生したところでございます。
被害を受けられた皆様に、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。
- 々 まず、8月1日の被害につきましては、最大時間雨量58 mm、総雨量106 mmであり、床下浸水が1件発生しました。
公共土木災害が3箇所、被害額500万円、農地、農業用施設災害が4箇所、被害額2,300万円、林地崩壊防止対策事業が2箇所、被害額687万円となっております。また、農作物などの被害調査を行いましたところ、水稲につきましては被害は谷戸、三俣地域で3,600㎡、水田への土砂流入による被害は谷戸地域で150㎡となっております。
工事の発注につきましては、10月7日から始まる4次査定を受検し、国からの内示があり次第発注していく考えであります。
また、補助災害の対象とならない小災害8箇所につきましては、町単独災害復旧事業として発注していく考えであります。いずれも早期の復旧に向け

番外

三宅町長

て全力で取り組んでまいります。

なお、それぞれの事業実施に伴う補正予算を今定例会に提案しておりますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

々

次に、8月24日の早朝から25日にかけての豪雨につきましては、最大時間雨量65 mmであり総雨量268 mmにのぼりました。濁川にごりかわの急激な増水により因原地区の一部地域に避難勧告を発令し、10世帯20人の方が西公民館に避難をされたところであります。また、三原地区につきましては、裏山等の崩壊の危険性が高いとして7世帯23人の方が自主的に三原多目的集会所に避難されました。

幸い人的な被害や床上、床下浸水等の被害はありませんでしたが、現在被害状況の調査を行っているところであります。

また、県の管轄である因原堤防の一部が崩壊し、JR三江線の橋脚きょうきやくが流出したところであります。本町では想像を超える被害で、集中豪雨の恐ろしさを物語っています。現地をご視察いただいた溝口知事や本県選出の国会議員に、早期の復旧を要望したところであります。

々

7月には、江の川流域治水期成同盟会を構成する首長及び議長により、国及び県に対しまして、流域の河川整備の促進及び治水事業の予算増額等について要請してまいりました。積年の課題への町民の想いを踏まえ、強く要請してきたばかりでありますが、この度の災害を通じて、改めて治水対策の必要性、交通インフラの重要性、更にはこれらを踏まえた総合的な災害対策が不可欠であるということ、深く認識したところであります。

町にとって、なくてはならない交通インフラであります三江線につきましては、9日に、県知事と沿線自治体を代表して、私が一緒にJR西日本の本社まで出向き、早期復旧を直接要請してまいります。

加えて、災害対策本部設置時の拠点となる強固な役場庁舎の必要性であります。

現庁舎は、昭和39年の建築以来、半世紀近くが経過したことに伴い老朽化が進んでおります。先の東日本大震災の発生を契機に、抜本的に改正された災害対策基本法が定める、災害時の本部機能の確保に向けては、その脆弱性ぜいじやくせいが否めない現状にあります。このため、今後、移転等に向けた検討が迫られております。

々

町民の生命と財産を守ることは、私に課せられた大きな使命であります。

この職責の重大さをあらためて認識する中で、このたびの町内の被害は比較的少なかったことを受けて、若手から自主的に近隣市町への災害ボランティア、いわゆる片付けボランティア参加を模索する動きが出てまいりました。

本町は、過去の度重なる水害、特に47年災害からは、近隣を中心とした人的、物的支援により復興にこぎつけました。こうした歴史的背景を抱える

番外
三宅町長

本町の次代を担う若手の中から、恩返しも意識しながら世代を超えて、このような動きが喚起されたことを、頼もしく受け止めたところでございます。

この動きが町全体の防災意識の高揚や、多様な主体の参画による地域の防災力の向上につながるよう支援したところであります。

この後、本格的に秋雨前線や台風を迎える時期となりますが、このたびの災害を契機として、一層気を引き締めて、災害に強いまちづくりに向けた対策の充実に積極的に取り組んでまいります。

々

7月に行われました参議院選挙においては、アベノミクスによる景気回復への期待感などを背景として、自民党が圧勝し、衆参のねじれ現象が解消致しました。

今後は、TPP交渉の推移や消費税の引き上げに向けた動き、更には道州制等、山積している課題の解決に向けた国の政策の方向性について、注視してまいりたいと考えております。

今月末で、平成25年度の上半期が経過しようとしているにあたり、各課で掲げた目標や事業の進捗状況等をしっかり検証したうえで、下半期に向かうよう、指示したところでございます。

々

次に、平成24年度の決算額についてご報告申し上げます。

はじめに、24年度の普通会計支出額は、34億1,201万6千円で、23年度決算額38億4,406万8千円に比べ、11.2%減少しております。

要因としましては、8年度に借り入れしましたゴミ焼却施設・し尿処理施設の償還終了に伴う邑智郡総合事務組合の負担金の減少や、前年度に実施した農業振興施設である弥山荘^{みせんそう}の改修費等の特別な財政需要が大きく減少したためであります。

実質収支額は、7,159万円の黒字で、23年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は4,152万5千円となり、財政調整基金積立金等を加えた実質単年度収支額は、7,061万円となりました。

基金につきましては、特定目的基金1,618万5千円を各基金の目的に沿って取り崩しましたが、財政調整基金や減債基金等に総額1億7,854万5千円を積み立て、24年度末の基金残高は、16億1,241万3千円となりました。

積立金の主な財源には、財政健全化の取り組みによる歳出圧縮と、歳入の大部分を占める地方交付税が堅調に交付されたことによる余剰金を充てております。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、分子となる経常一般財源支出は減少しておりますが、分母となる経常一般財源収入が大きく減少したため、前年度より1.1ポイント増の95.7%になりました。

町村においては70%程度が望ましいとされていますが、依然として90

番外
三宅町長

々

%を超えており、財政構造の硬直化が続いております。

次に、財政健全化を判断する4指標につきましては、一般会計の赤字比率を示す「実質赤字比率」は黒字決算であるため、比率は生じておりません。

一般会計に水道や集落排水など特別会計を含めた赤字比率を示す「連結実質赤字比率」も黒字決算であるため、比率は生じておりません。

一般会計の元利償還金のほか、一般会計から公営企業会計への元利償還金に対する繰出金や、事務組合への公債費の負担金なども含めた公債費の財政規模に占める割合を示す「実質公債費比率」は、前年度より0.2ポイント増の18.5%で、警戒ラインの18%を上回っております。地方債の現在高など、町が将来負担すべき実質的な負債の財政規模に占める割合を示す「将来負担比率」は、前年度より15.7ポイント下がり34.9%で、早期健全化基準の350%を大きく下回っています。

これらの4指標は、概ね良好ではありますが、経常収支比率は依然として高水準であり、引き続き、財政健全化に取り組んでまいります。

々

次に、平成24年度町税等の収納状況について申し上げます。

個人町民税の収納率は99.45%で、前年度比0.24ポイント減。滞納繰越分を合わせた収納率は97.69%で、前年度比0.19ポイント減。25年度への累計繰越額は268万9千円となっております。

固定資産税の収納率は98.01%で、前年度比0.24ポイント減。滞納繰越分を合わせた収納率は92.61%で、前年度比1.44ポイント減。25年度への累計繰越額は1,238万6千円となっております。

軽自動車税の収納率は99.33%で、前年度比0.43ポイント増。滞納繰越分を合わせた収納率は98.06%で、前年度比0.33ポイント増。25年度への累計繰越額は20万円となっております。

国民健康保険税の収納率は97.08%で、前年度比0.6ポイント減。滞納繰越分を合わせた収納率は87.41%で、前年度比1.05ポイント増。25年度への累計繰越額は1,052万3千円となっております。

後期高齢者医療保険料の収納率は100%で、前年度比0.11ポイント増。滞納繰越分を合わせた収納率は99.90%で、前年度比0.01ポイント増。25年度への累計繰越額は3万4千円となっております。

このような状況を踏まえ、税負担の公平性等の観点から、引き続き、納税意識の高揚を図り、収納率の向上に努めてまいります。

々

次に、平成25年度普通交付税の算定結果及び臨時財政対策債の発行額について申し上げます。

普通交付税につきましては、16億8,999万3千円で、対前年度比1.2%減、2,014万4千円の減額となりました。

また、臨時財政対策債の発行額は、1億1,399万1千円となり、対前

番外

三宅町長

年度比1.0%減、118万9千円の減額となりました。

普通交付税と臨時財政対策債を合わせると、18億398万4千円となり、対前年度比1.0%減、2,133万3千円の減額で、県内平均0.6%増に対し、減額幅は減少しており、対前年度比でみた減少率は、県内19市町村で7番目となっております。

減額の要因としましては、9年度に借入れを行ったゴミ焼却施設・埋立施設の起債償還が終了し、交付税算出の基礎額となる元利償還額が減少したことが影響しております。また、国家公務員に準じた給与削減による地方公務員給与の臨時特例による影響額が2,357万4千円減となる一方で、地域の元気づくり推進費の新設で2,007万7千円増となり、差引349万7千円減の影響額が発生しております。

なお、当初予算と比較した場合、普通交付税は1億3,999万3千円の増、臨時財政対策債発行可能額は3,399万1千円の増、合わせて1億7,398万4千円の増となりました。増額分につきましては、財政調整基金の取り崩し額8,110万円への充当と、基金への積み立てを予定しております。

々

それでは、町行政の主な動きにつきまして順次ご報告申し上げます。

々

まず、「特色を活かした活力あふれる産業のまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、「農業振興」について申し上げます。

本町の振興作物として奨励しているエゴマに加えて、25年度からは大豆も対象とし、より一層面積と収量が拡大するよう支援を拡充しました。8月末現在の助成申請は、エゴマで23件、作付面積11.77ha、販売予定数量3,940kg。大豆で5件、作付面積141aとなっております。

7月13日には「島根えごま振興会総会」が本町で開催され、県内でも徐々にではありますが、規模拡大と機械化導入が検討されている、との報告もあつたところです。本町においても、鳥の被害対策や、新たに導入した脱粒機だつりゆうきを活用した、収穫時の収量確保対策などについて、県の支援を得ながら研究してまいります。

々

次に、「林業振興」について申し上げます。

ここ数年で、邑智郡内の菌床椎茸の生産量並びに販売額が急速に落ち込んでいるところであります。

郡全体では、平成20年度の出荷量164トン、販売額1億4千8百万円から、平成24年度には104トン、35.6%減、販売額8千7百万円、41%減となっております。

郡内では先駆けて取り組んできました本町でも、25年度に入り生産者が

番外
三宅町長

途絶える事態となりました。

邑智郡産や島根県産の菌床椎茸として、一時は隆盛を誇っておりましたが、誠に残念なことであります。対応するため、現在、県の新農林水産振興ががんばる地域応援総合事業を活用して、県と邑智郡内3町、JA、森林組合で構成する「邑智郡菌床しいたけ応援隊」による菌床しいたけの生産拡大と販売促進を推進しております。

また、10月19日には、日本における現代中国料理の第一人者と評され、東京深川で中華料理店を営んでおられます、久保木（くぼき）氏をお招きして菌床しいたけを使ったレシピの作成と調理手法をテーマとした、講演会を開催することとしております。これらの取り組みを通じて、菌床しいたけの魅力を上向きさせ、産地の復活を図りたいと考えております。

々
次に、「観光振興」について申し上げます。

夏の一大イベントであります「ええなあまつりかわもと」が7月27日に開催されました。個人の方々や事業所の方々からの寄付により、川本自慢の花火大会が本年も開催されましたことに、改めて感謝を申し上げます。これから秋に向けましては、「川本町産業祭」をはじめ「坂町・川本町特産品フェア」等を例年どおり開催、参加することとしております。多くの方々のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

々
続いて、「便利で快適に暮らせる基盤が整うまち」に関する動きについてであります。

々
はじめに、「道路整備」について申し上げます。

町道^{なかぐらひなたせん}中倉日向線道路改良工事（社会資本整備総合交付金事業）につきましては、7月30日に今年度の工事として中倉工区延長200mと日向工区延長100mの工事、及び昨年度の工事で切り取りをした斜面の法面工事を発注致しました。年度末の完成に向けて工事を進めております。

々
続いて、「安心して暮らしやすい生活環境のまち」に関する動きについてであります。

々
はじめに、「三江線活性化」について申し上げます。

三江線については、沿線6市町をはじめ、関係各機関の連携のもと、活性化に取り組んで来ているところですが、先般24年度の利用状況が発表され、一日あたりの利用者は前年度の236人に比べ10人の減の226人となりました。年末には増便社会実験が行われたり、神楽列車を走らせたりした中での結果だけに、大変厳しい状況と受け止めております。

こうした中で、JR石見川本駅にコインロッカーを設置し、多くの方々に利用していただけるようになりました。また、観光面での利活用を伸ばすた

番外
三宅町長

め、春・秋のキャンペーンを行うと共に、各市町ごとに6つのウォーキングコースを設定して利用促進も図るため、ウォーキングマップが作成されました。

先の豪雨災害後、三次浜原間については早期に運行が再開されたことから、今回設定したこのコースを利用したウォーキング大会が、9月28日に美郷町で開催されるとともに、運行されている区間を活用した三江線の利用促進を図る事とされております。

々

次に、「地域公共交通対策」について申し上げます。

空白地帯の解消に向け、今年度から新たなサービスとしてデマンド型乗り合いタクシー「まげなタクシー」を本格運行しております。併せて、既存の交通と新たな可能性を総合した、これからの地域公共交通の方向性を示す計画を現在策定中であります。

策定に向けては、あらかじめスクールバス利用者への聞き取り調査や小中高校生を対象としたアンケート調査などを行い、現在、取りまとめ作業を行っているところであります。

策定した計画に基づき、来年度からの公共交通に関する事業を、検討してまいりたいと考えております。なお、策定時には町民の皆様へ計画を公表する事としております。

々

地域情報化につきましては、様々な取組を行っているところでございますが、このたび県の事業として、タブレット端末を活用した初心者向けの講習会が、本町を会場として開催されることとなりました。多くの方々に実際に体験していただき、利用の拡大につながればと期待しております。

また、今年度から創設したインターネットを新たに始めようとする方に対する助成制度も、積極的にPRしながら光通信サービスによるインターネット利用者拡大に努めてまいります。

更に、現在、職員の業務用メールアドレスとして「kawamoto-town」というドメインを使用しておりますが、これを、地方自治体と地方公務員だけが使用できる、いわゆる「LGドメイン」に変更する事としております。

これにより、匿名性の高いインターネットの中でも、住民や企業に対して情報発信元の身分を証明出来る事となります。更に、国や県が利用するネットワークに直接アクセス出来るようになり、業務の効率化につながることを期待しております。

々

次に、「砂防事業」について申し上げます。

県営砂防事業の対象として、半部地区・高下谷川^{こうげだにかわ}と下新町地区・梅木谷川^{うめきだにかわ}が新たに採択され、今年度の事業では、既に発注されている測量設計業務と一部工事が発注される予定となっております。土地所有者や関係機関のご理解とご協力をいただきながら、事業を進めてまいります。

番外
三宅町長

続いて、「みんなが健康で安心にいきいきと暮らせるまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、「高齢者福祉」について申し上げます。

本町の高齢化率は、7月末で42.6%となり、昨年と比較して1.1ポイントの増となっております。

90歳以上の方は181人で、人口全体に占める割合は5.0%となり、昨年と比べて12人、0.5ポイント増となっております。最高齢者は104歳の方です。長寿を祝って、90歳の方31人、95歳の方13人、100歳以上の方11人へ、町から記念品を贈呈いたしました。また、今年100歳を迎えられる方5人に対しまして、内閣総理大臣からの記念品を、このたび伝達させていただきます。

々

次に、「母子保健」について申し上げます。

不妊症のために子どもを持つことが困難なご夫婦に対して、経済的負担を軽減し、治療の機会を拡大することを目的として、治療に要する費用の一部助成を、10月から開始する予定としております。

不妊治療については、現在、国と県が特定不妊治療（体外受精・顕微授精）について助成を行っておりますが、一般不妊治療（タイミング療法・排卵誘発法・人工授精等）については、保険適用となるものを除き、すべて個人負担となっております。

こうした中、特定不妊治療費と一般不妊治療費の一部について、経済的負担の軽減効果が、県下で最も大きくなる段階まで助成することで、出生率の向上や定住人口の拡大に繋がるものと期待しております。

なお、事業実施に必要な補正予算を今定例会に提案しておりますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

々

次に、「感染症予防」について申し上げます。

全国的な風しんの流行や県内の風しん患者増加の状況を受けて、特に妊娠中の女性への感染や、先天性風しん症候群の発症を予防することにより、安心して子どもを産み、育てやすい環境づくりを推進するため、風しん等予防ワクチンの接種費用の助成を8月から開始したところであります。

今後は町民の方々への周知を図りながら、適切な実施に努めてまいります。

々

続いて、「夢や希望をはぐくむ教育・文化のまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、「外国青年招致」について申し上げます。

平成23年7月から2年間、中学校専属ALTとして勤務されたジェニファー・キャスリーン・マクベイさんが7月の契約満了に伴い、アメリカに帰国

番外
三宅町長

されました。在籍中は「ケイティー」という愛称で親しまれ、語学指導だけでなく、江川太鼓保存会のメンバーとしても活躍され、地域の人々とのコミュニケーションも図っていただきました。

ケイティーさんの後任には、新たに来日されたアメリカ出身のメアリー・エレン・カリオピー・グラロスさんが、引き続き中学校専属ALTとして着任されております。

々

次に、「学校給食センター建設」について申し上げます。

6月初旬に設計業者を決定した学校給食センターは、現在、学校給食衛生基準を満たした施設整備の設計を進めているところであります。

新設される給食センターにおいては、野菜などの地産地消率を高めるためにクックチルという事前調理が可能な厨房設備を整備する事とし、地域の食材を有効に活用するための施設整備を目指しております。

々

次に、「公民館活動」について申し上げます。

7月7日から2泊3日、北公民館で三原地域の小学生を対象とした通学合宿を実施しました。学校統合後、2度目となる通学合宿では、新たな取り組みとして、児童の保護者を対象とした、親が子どもに対する関わり方を学ぶ「親学」の研修を実施しました。

子供がいきいきと育ち、親とともに心から喜びや幸せを味わえる地域を目指して、今後も地域の方々とともに取り組みを継続します。また、この取り組みが全町的なものになるように、今後とも努力していきたいと考えております。

々

次に、「文化振興」について申し上げます。

9月28日に悠邑ふるさと会館大ホールにおいて、日本を代表するフルート演奏者である工藤重典（くどう しげのり）さんを中心とした、木管5重奏の演奏会を開催致します。

この公演は、宝くじ文化公演の補助により実施するもので、町民の方々に最高レベルの音楽を提供し、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図るものであります。多くの方々にご来場いただくよう周知してまいります。

々

続いて、「人と人が支え合う協働のまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、「島根中央高校魅力化」について申し上げます。

島根中央高校の一層の魅力化につきましては、高校と連携して取り組んでいるところであります。

番外
三宅町長

今年度は、これまで続けているDVDや学校紹介パンフレットの作成などに合わせて、部活動の紹介パンフレットも作成して生徒募集に取り組んでおります。また、昨年度から本町の応援大使でもある「ことのは」と協力して進めておりました、中央高校の応援ソングも完成し、各事業等で活用されています。

生徒募集に向けた新たな取り組みとして、首都圏及び関西圏において、塾の先生方を対象とした学校説明会も開始されました。

中学生の総数が減少傾向にある中で、大変厳しい状況ではありますが、より魅力的な高校となり多くの生徒に入学してもらえるよう、今後とも支援していく事としております。

々

次に、「集落対策」について申し上げます。

三原地区は、集落対策推進に向けた重点支援地区に指定されました。県中山間地研究センターなどの協力をいただきながら、三原連合自治会と連携して、地域課題解決のための取り組みを開始したところであります。

町内他地域においても、これからの集落について主体的に検討し、それぞれの地域づくりについて考えるきっかけづくりとしていただくよう、今年度も集落づくりをテーマとした研修会を開催する事としております。

多くの町民の皆さんに参加いただくよう、周知していく事としております。

々

次に、「情報発信」について申し上げます。

本町の情報発信につきましては、様々なチャンネルを使って行っているところですが、このたび東京において民間企業の協力により、本町の地域課題について発表し、民間企業や大学関係者等と連携の可能性を研究協議すると共に、エゴマなどの特産品をアピールできる機会をいただける事となりました。本町としては初めての取組となりますが、今後の産業振興や地域の活性化に繋がるよう、全庁的な取組として進めていく事としております。

今後ともこの様な機会をとらえて、積極的な情報発信、情報交換に取り組んでいきたいと考えております。

々

今定例会に提案しました案件は、条例案件3件、予算案件5件、決算案件6件、その他案件1件であります。

々

後ほど、担当課長から、これらの説明をさせますので、慎重なご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議 長

以上で、「町長行政報告」を終わります。

々

お諮り致します。

議 長 この際、日程第5「議案第58号、川本町税条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第19「議案第72号、財産の取得について」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、そのように「決定」致しました。

々 執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、事務局長並びに提案者からの議案書の朗読は省略致します。

々 それでは執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めます。

々 はじめに、日程第5「議案第58号」から、日程第6「議案第59号」について説明を求めます。

番外鉾町民生活課長。

番外鉾町民生活課長 おはようございます。それでは「議案第58号」について、ご説明申し上げます。

この議案は、「川本町税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。19ページをお開き下さい。説明資料により説明させていただきます。条例改正の理由と致しまして、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、条例改正が必要となったためでございます。

改正の概要と致しまして、個人の町民税の公的年金からの特別徴収制度の改正でございます。これは賦課期日後に他市町村に転出した場合においても特別徴収を継続できるものになるものでございます。それから年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額に変更するものでございます。

それから株式等及び公社債等に係る所得に対する課税の変更でございます。特定公社債及び公募公社債投資信託等の受益権に対する課税でございます。これは一定の特定公社債、これは国債とか地方債等がありますが、この特定公社債の利子等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、100分の3の税率による分離課税が為されるものでございます。それからもうひとつ源泉徴収選択口座内、いわゆる特定口座というものでございますが、口座内の特定公社債等の譲渡所得について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、同じく100分の3の税率による分離課税となります。

それから株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、「上場株式等に係

番外鉦町民
生活課長

る譲渡所得等の分離課税」と「それ以外の株式等（一般株式）に係る譲渡所得等の分離課税」に改組、いわゆる改編をするものでございます。

それから上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象範囲を拡充するものでございます。

これは上場株式等の序と損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したもの）及び譲渡所得等との損益通算を可能としたものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いを致します。

々

続きまして、「議案第59号」について、ご説明申し上げます。

この議案は、「川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。9ページをお開き下さい。条例改正の理由でございますが、これも地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、条例改正が必要になった為でございます。また、併せて減免規定を整備したものでございます。

改正の概要と致しまして、附則の改正として、これは先ほどの地方税法の改正に伴う所要の規定の整備をするものでございます。これにつきまして上場株式等に係る配当所得等の分離課税、それから一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税の改組、改編でございます。

それから減免規定の整備でございますが、従来は第22条第1項第2号に天災その他特別の事情があると認められる者として減免を取り扱っていた項目でございますが、この項目について今回、規定を明文化したものでございます。これは現在の規定では、条例の第22条でございますが、第1項第1号（当該年度において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者）。第1項第2号（天災その他特別の事情があると認められる者）、という条項が22条第1項に掲げられてある訳でございますが、これに第2項として明文化をしたものでございます。2項に明文化の文言というものを付けております。従いまして、従前の第2項以下、これを1項ずつ繰り下げる形というふうになっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

次に、日程第7「議案第60号」について説明を求めます。

番外杉本教育課長。

番外杉本教
育課長

おはようございます。「議案第60号、招致外国青年の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」、説明を致します。本条例

番外杉本教
育課長

において、招致外国青年とは外国指導助手として、語学指導に従事する外国青年としております。一般的にはアシスタント・ランゲージ・ティーチャーの頭文字をとったALTと呼ばれている方でございます。このALTは日本全国の小中学校に配属されており、本町が任用しているALTにつきましては小学校専属、中学校専属の2名が在籍をしているところでございます。条例の改正の理由でございますが、このALTの斡旋事務を行う団体が国際化推進自治体協議会から財団法人自治体国際化協会に業務が引き継がれた事による斡旋団体の名称の変更と報酬額について変更がありましたので条例の改正を行うものでございます。現在の条例で定めているALTの報酬額は月額30万でございますが、斡旋団体の示す報酬額が変更され、初年度28万、2年目・30万、3年目・32万5千円、4年目及び5年目には33万円と定められております。本町のALTは2年で契約を満了しておりますが、小学校専属のALTが現在2年目で、中学校専属のALTが7月に来日されたばかりの1年目でございます。

なお、報酬額に掛かる条例の改正につきましては、今後、報酬額の変更にも対応できる文言とし、詳細の金額改正については教育委員会の規則で定めるとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

次に、日程第8「議案第61号」について説明を求めます。

番外木村総務財政課長。

番外木村総
務財政課長

それでは「議案第61号」について、ご説明を申し上げます。

本議案は、「平成25年度川本町一般会計補正予算（第3号）」で、歳入歳出それぞれ326,713千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3,893,953千円とするものでございます。今回の補正につきましては平成24年度の決算と8月1日に発生を致しました豪雨災害に伴うものが主なものでございます。22ページをお開き下さい。

歳出でございますが、総務費の集会所合併浄化槽設置工事10,660千円ありますが、地域の元気臨時交付金に依るもので集会所を合併浄化槽等に改修する経費であります。川本町と都市を結ぶビジネスモデル創造事業644千円につきましては、企業を連携をし東京において期間限定で川本町の課題解決におけるPRを行う経費でございます。

それから民生費の後期高齢者医療特別会計繰出金7,978千円の減は、平成24年度の療養費負担金の確定に伴いまして町負担金が返還されるものでございます。保育士等処遇改善臨時特例事業補助金2,315千円は保育士の人材確保対策推進の一貫として、保育士の処遇改善に取り組む保育所に対しまして県が全額補助を行うものでございます。

衛生費の不妊治療費等助成事業1,500千円は、平成25年10月から不妊のために子どもを持つ事が困難な夫婦に対して不妊治療等に要する経費

番外木村総務財政課長

の一部を助成するものでございます。簡易水道事業特別会計繰出金55,629千円は、地域の元気臨時交付金に伴うもので、簡易水道再編推進事業に充てるものでございます。

農林水産費の継承型地域資源事業家推進事業5,015千円は、国の緊急雇用創出事業補助金の追加分であり、羊を活用した6次産業化への取り組みへの経費であります。農業集落排水特別会計繰出金23,607千円は、平準化債の発行を取り止めた事に伴います一般会計からの繰出金を増加するものであります。なお、起債の発行を取り止めた事により本年度の普通交付税が11,800千円増加をしております。それから林地崩壊防止対策事業費7,501千円は、8月1日の豪雨災害に伴う2箇所の工事費等でございます。

土木費の地域の元気臨時交付金事業32,000千円は、道路5路線、河川3箇所、測量設計業務1箇所に伴うものでございます。それから土砂撤去費10,000千円は8月1日と8月24日の豪雨災害に伴う土砂の撤去経費でございます。町営住宅維持工事費6,200千円は、改良住宅の屋根の防水工事他による増額でございます。

消防費の防火水槽設置工事2,241千円は、防火水槽の設置場所の変更に伴い増額するものでございます。

それから教育費の指定管理者管理施設修繕負担金2,731千円は、音戯館施設の修繕に伴う負担金であります。

それから災害復旧費でございますが、これは8月1日の豪雨災害に伴う工事費で、現年農地災害2箇所、現年農業用施設災害2箇所、現年公共土木災害3箇所、現年発生の公共土木施設単独災害、これは8箇所でございます。

21ページをお開き下さい。

歳入でございますが、町税の個人町民税3,831千円の減は、給与・農業所得等が大きく減少したものでございます。それから固定資産税1,648千円は、因原地区の地籍調査が終了し課税に反映したため増額するものであります。

地方交付税の普通交付税139,993千円は、普通交付税の確定に伴い増額するものでございます。平成25年度の普通交付税んぼ額は1,689,993千円で対前年比1.2%の減、20,144千円の減額となりました。

分担金及び負担金の林地崩壊防止対策事業分担金1,825千円、現年農業用施設災害復旧事業費分担金850千円、現年農地災害復旧事業費分担金300千円は、8月1日の豪雨災害に伴う分担金で農業用施設災害・農地災害に対する負担率は5%であります。

国庫支出金の現年公共土木施設災害復旧負担金3,335千円は、8月1日の豪雨災害の補助金で補助率は66.7%であります。地域の元気臨時交付金99,660千円は、国が平成24年度補正予算において地域経済活性化を図るため創設されたものであります。消防施設整備補助金5,236千円は、防火水槽整備事業に伴う補助金で補助率は2分の1であります。

番外木村総務財政課長

県支出金の緊急雇用創出事業補助金 5, 015 千円は、歳出で説明しました継承型地域資源事業家推進事業の補助金で補助率は10分の10であります。保育士等処遇改善臨時特例事業補助金 2, 765 千円は、これも歳出で説明を致しました保育士等の処遇改善臨時特例事業に伴うもので補助率は10分の10であります。なお、歳入と歳出の差額につきましては、町の事務費であります。それから林地崩壊防止対策事業補助金 2, 750 千円、それから現年農地災害復旧事業補助金 3, 000 千円、現年農業用施設災害復旧事業補助金 11, 050 千円は8月1日の豪雨災害の補助金で、補助率は農地災害が50%、農業用施設災害が65%であります。

それから財産収入の三原教員住宅建物売却収入 2, 210 千円は、旧三原教員住宅の売却収入であります。

それから繰入金の財政調整基金 81, 100 千円の減は、当初で繰入を予定しておりましたが、普通交付税の確定に伴い繰入を取り止めるものでございます。

町債につきましては23ページをお開き下さい。

緊急車両整備事業 1, 900 千円の増につきましては、これは江津邑智消防組合の高規格救急自動車整備費の負担金の確定に伴いまして増額をしております。

それから消防施設整備事業 3, 100 千円の減は、防火水槽整備に国庫補助金が充当された事に伴い減額をしております。

それから自然災害防止事業債 2, 900 千円、災害復旧事業債 18, 900 千円は、8月1日の豪雨災害に伴い、林地崩壊防止、それから農地農業用施設、公共土木単独災害を追加するものでございます。

臨時財政対策債 33, 900 千円は、発行額確定に伴い増額をするものでございます。

今年度の地方債発行額は487, 800 千円となり、臨時財政対策債を除いた地方債の発行額は373, 900 千円となります。

なお、今年度の地方債の償還元金は457, 608 千円であります。

次に基金の状況ですが、今回の補正で財政調整基金 81, 100 千円の取り崩しを取り止め、新たにふるさと思いやり基金 1, 044 千円を取り崩し、減債基金に 87, 800 千円と学校教育施設整備基金に 30, 000 千円を積立を致します。その結果、25年度末の財政調整基金、減債基金、特定目的基金の合計額は1, 538, 163 千円の見込みであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

次に、日程第9「議案第62号」から、日程第10「議案第63号」について説明を求めます。番外森川地域整備課長。

番外森川地域整備課長

おはようございます。それでは「議案第62号、平成25年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明を申し上げます。

番外森川地
域整備課長

歳入歳出の予算の補正としましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,522千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ243,949千円とするものでございます。内容につきましては7ページ、8ページに説明資料を付けておりますので、その資料でご説明を申し上げます。

まず最初に、8ページをご覧ください。歳出でございます。簡易水道費、総務管理費の償還金利子でございますが、島根県地域振興資金を借りまして利率の高い起債の繰上償還を行いました。それで償還利子が4,388千円の減額となりました。また、償還元金につきましては、繰上償還前の起債に比べまして1,689千円の増加となり、差引2,699千円の減額でございます。

続いて、建設改良費でございますが、工事費と致しまして三原第一配水地改修工事費が3,700千円。そして湯谷水源地集水井改修工事費が500千円で、工事費の合計が4,200千円でございます。また、委託料と致しまして町が管理をしております水道施設が20箇所ございますが、その施設の平面図というものが現在ございません。それで現在、遠方監視システム整備を行っておりますが、今後、各施設をきちんと管理をしていく為にも、各施設の図面が必要でございますので、今回、水道施設用地図作成業務を1,202千円予算計上しております。建設改良費の合計で5,402千円の増額でございます。

続きまして、基金の積立金でございますが、前年度繰越金に伴う積立金が2,819千円で、歳出の補正額の合計が5,522千円となります。

続いて7ページをご覧ください。歳入でございます。一般会計からの繰入金でございますが、起債償還繰入金で先ほど歳出でご説明しましたように、起債の繰上償還に伴いまして償還元金の繰入金が845千円の増。そして償還利子繰入金が2,216千円の減でございます。資料に償還利子確定に伴う増とございますが、減の誤りでございます。訂正をお願い致します。申し訳ございません。差引1,371千円の減額でございます。

次に、建設改良費繰入金としまして、簡易水道再編推進事業に係る地域の元気臨時交付金が57,000千円でございます。上の起債償還繰入金と合わせますと一般会計からの繰入金は合計で55,629千円となります。

そして水道事業基金の繰入金ですが、長期債償還利子に基金の繰入を充てておりましたが、利子が減額しましたので基金の繰入金の2,944千円減額致しました。

続きまして、前年度繰越金でございますが5,637千円でございます。

町債と致しましては、簡易水道事業債及び過疎対策事業債とも一般会計からの建設改良費繰入金に伴い、それぞれ26,400千円、計52,800千円を減額しており、それによりまして歳入の合計が5,522千円となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

番外森川地域整備課長

続きまして、「議案第63号、平成25年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明を申し上げます。歳入歳出予算の補正と致しまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ200千円を追加し、予算の総額をそれぞれ85,543千円とするものでございます。内容につきましては7ページに説明資料を付けておりますので、お聞き下さい。

まず、歳出でございますが、農業集落排水事業費で集落排水処理場のぼつき沈砂用フロアの修繕費として288千円を計上しております。また、長期償還金利子の額の確定によりまして88千円の減額となり、歳出の補正合計が200千円でございます。ここでも大変申し訳ございません。資料の「修繕非」の「非」の字が誤っておりました。大変申し訳ございません。ご訂正をよろしくお願い致します。

続きまして、歳入でございます。先ほど一般会計の補正予算の説明でもございましたが、平準化債の取り止めに伴いまして一般会計からの繰入を23,600千円増加し、平準化債を23,400千円減額しております。歳入の合計が200千円でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

次に、日程第11「議案第64号」から、日程第12「議案第65号」について説明を求めます。番外長田健康福祉課長。

番外長田健康福祉課長

それでは、「議案第64号、平成25年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ12,497千円を追加し、予算総額を600,027千円とするものでございます。内容につきましては、最後のページに資料を付けておりますので、それで説明をさせていただきます。

まず、歳出でございますが、基金積立金と致しまして、前年度の繰越金の2分の1に相当する額と致しまして1,619千円。それから事業実績報告に伴う国・県への返還金と致しまして10,878千円を計上しております。

続きまして、歳入でございますが、保険税の本算定に伴い保険税が775千円の減額となっております。保険税につきましては、今年度、税率の改正を行ったところでございますが、減額の要因と致しましては被保険者数の減少、被保険者全体の所得が減少しており予算編成時点での税収見込額を下回った為でございます。また、本算定に伴う療養給付費交付金が1,050千円の増、前年度の繰越金が3,236千円、歳入不足を補う為、基金の方より8,986千円を取り崩す事としております。

以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

々

続きまして、「議案第65号、平成25年度川本町後期高齢者医療特別会

番外長田健 計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。
 康福祉課長 この補正予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであり、予算額の増減はございません。内容につきましては、最終のページに資料を付けておりますので、そちらで説明をさせていただきます。

歳入の中で、事業の実績報告に伴う療養給付費負担金の返還金が7,930千円。保険料の還付金が42千円、前年度の繰越金が6千円、合計7,798千円の収入が有りましたので、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 次に、日程第13「議案第66号」から、日程第18「議案第71号」について説明を求めます。番外城納会計室長。

番外城納会 それでは「議案第66号」から「議案第71号」について、一括ご説明申し上げます。本議案は平成24年度川本町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算で、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付し議会の承認を求めるものでございます。

計室長 それでは、「議案第66号、平成24年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」であります。決算書の6ページをお開き下さい。

まず、歳入でございます。調定額3,545,781,919円に対しまして、収入済額3,490,518,393円となっております。不納欠損額に付しましては20,117,747円、収入未済額に付いては35,145,779円となっております。

続きまして10ページをお開き下さい。歳出でございます。支出済額は3,412,015,885円。翌年度繰越額は141,577,000円、不用額は82,666,115円となっております。

続きまして11ページをお開き下さい。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額は78,502,508円、翌年度に繰り越すべき財源と致しまして、繰越明許費繰越額6,912,000円を差し引いた実質収支額71,590,508円であり、この金額が繰越金となります。

々 続きまして、「議案第67号、平成24年度川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。決算書の2ページをお開き下さい。歳入でございます。調停額586,721,785円に対しまして収入済額576,124,867円となっております。不納欠損額に付しましては92,200円、収入未済額に付いては10,504,718円となっております。

続きまして6ページをお開き下さい。歳出でございます。支出済額は572,888,209円、不用額は3,228,791円となっております。続きまして7ページをお開き下さい。実質収支に関する調書でございます。

番外城納会
計室長

歳入歳出差引額 3, 236, 658円 で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 3, 236, 658円 となっております。

々

続きまして、「議案第 68 号、平成 24 年度川本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」であります。決算書の 2 ページをお開き下さい。調定額 150, 067, 156 円 に対しまして収入済額 150, 220, 296 円、収入未済額に付いてはマイナス 153, 140 円 となっております。これは還付金の還付先が未確定によるもので未返還に伴いマイナス標記となっております。

続きまして 4 ページをお開き下さい。歳出でございます。支出済額は 150, 213, 646 円、不用額は 495, 354 円 となっております。

続きまして 5 ページをお開き下さい。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額 6, 650 円 で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 6, 650 円 となっております。

々

続きまして、「議案第 69 号、平成 24 年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。決算書の 2 ページ（議案書では 1 ページ）をお開き下さい。歳入でございます。調定額 264, 822, 380 円 に対しまして収入済額 264, 140, 220 円、収入未済額に付いては 682, 160 円 となっております。

続きまして 4 ページ（議案書では 2 ページ）をお開き下さい。歳出でございます。支出済額は 258, 502, 317 円・・・

（「ページが違うよ」の声あり）

大変失礼しました。「議案第 69 号」について、再度ご説明申し上げます。「平成 24 年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。決算書の 1 ページをお開き下さい。歳入でございます。調定額 264, 822, 380 円 に対しまして収入済額 264, 140, 220 円、収入未済額には 682, 160 円 となっております。

続きまして 2 ページをお開き下さい。歳出でございます。支出済額は 258, 502, 317 円、翌年度繰越額は 120, 000, 000 円、不用額は 8, 437, 683 円 となっております。

続きまして 3 ページをお開き下さい。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額は 5, 637, 903 円 で翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 5, 637, 903 円 となっております。

々

続きまして、「議案第 70 号、平成 24 年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。決算書の 1 ページをお開き下さい。歳入でございます。調定額 93, 871, 044 円 に対しまして収入済額は同額の 93, 871, 044 円 で収入未済額は、ございません。

続きまして 2 ページをお開き下さい。歳出でございます。支出済額は 93,

番外城納会計室長	<p>871,044円で不用額は1,106,956円となっております。3ページをお開き下さい。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額0円が実質収支額となります。</p>
々	<p>続きまして、「議案第71号、平成24年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。決算書の2ページをお開き下さい。歳入でございます。調定額3,134,125円に対しまして収入済額60,000円、収入未済額に付いては3,074,125円となっております。続きまして4ページをお開き下さい。歳出でございます。支出済額は60,000円、不用額は0円となっております。5ページ実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額0円が実質収支額でございます。</p>
々	<p>以上が、平成24年度一般会計及び特別会計の歳入歳出の決算額であります。</p> <p>財産に関する事項につきましては、「議案第66号」の後に、公有財産、物品、債権、基金ごとの調書のとおり、平成24年度中における増減明細を、また主要施策の成果、普通会計決算状況、健全化判断比率、資金不足比率を添付しております。歳入歳出決算審査の意見書につきましては、「議案第71号」の後に添付しておりますので、ご確認をお願い致します。</p> <p>詳細につきましては後ほど決算特別委員会においてご説明をさせていただきます。</p>
々	<p>以上、平成24年度川本町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算についての概要説明とさせていただきます。ご審議賜り原案どおり認定していただきますようよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に「決算審査意見書の報告」についてですが、議員各位におかれましては既に熟読されていると思いますので、監査委員さんからの朗読は、本日、省略と致しますので、ご了承願います。</p>
々	<p>それでは次に、日程第19「議案第72号」について説明を求めます。 番外木村総務財政課長。</p>
番外木村総務財政課長	<p>「議案第72号」について、ご説明を申し上げます。本議案は「財産の取得について」でございます。地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>取得の目的としましては、老朽化した小型動力ポンプ付積載車を軽積載車へ更新することにより、中山間地の道路等にも対応でき、火災等から地域住</p>

番外木村総務財政課長 民の財産や生命の安全確保に努めるものでございます。
取得物品は小型動力ポンプ付軽積載車で3台を導入するものでございます。
取得の方法は、指名競争入札で、取得金額は14,962,500円であります。
取得の相手方は、島根県松江市東朝日町233番地4。
株式会社^{よしたに}吉谷。代表取締役^{いとうやすあき}伊藤康晃であります。

々 以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 それでは、ここで暫時休憩を致します。
11時15分より会議を再開致します。よろしくお願い致します。
(午前11時00分)

々 それでは会議を再開を致します。(午前11時15分)

々 ここで、木村総務財政課長より「議案第61号」の説明について、訂正したい旨の申し出がございましたので、これを許します。
番外木村総務財政課長。

番外木村総務財政課長 さきほど「議案第61号」につきまして基金の状況につきまして説明をさせていただいたところでございますが、前年度末の基金残高を修正をさせていただきたいと思っております。前年度末の基金残高を修正をさせていただきたいと思っております。前年度末の残高を1,612,413千円と修正をさせていただきまして、25年度末の見込みとしまして1,709,495千円に修正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。
(「もう一度、言って」の声あり)
年度末の見込みが1,709,495千円。すみません、あとで修正をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議 長 行政報告の数字は正しいんですね。
(「はい、行政報告の数字は正しいです」の声あり)
それでは、訂正書類を後で添付するようにしますので、何かありますか。

々 2番石川議員、何かありますか。
(「この上の数字を訂正・・・」の声あり)

々 ですから、全体の訂正をするようにしますので、よろしいですね。
よろしいですか、その件は。
(「はい」の声あり)

議 長 はい、それでは次に参ります。

々 次に、日程第20「議案第73号、教育委員会の委員の任命につき同意を
求めることについて」の件を議題と致します。
ここで地方自治法第117条の規定により、松井教育長の退席を求めます。
(松井教育長、議場より退席)

々 それでは、執行部から提案理由の説明を求めます。
番外三宅町長。

番外
三宅町長 「議案第73号、教育委員会委員の任命について」。
下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び
運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。
記。
住所、島根県邑智郡川本町大字三原351番地。
氏名、松^{まつ}井^{いづぐのり}紹^{しゅう}憲^{けん}。
生年月日、昭和27年8月28日生。
平成25年9月6日提出。川本町長 三宅 実。
よろしくお願い致します。

議 長 以上で提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありますか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。討論はありますか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。
この採決は「挙手」により行います。

々 「議案第73号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」
に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第73号」は原案のとおり「同意」することに「決」しま
した。

- 議 長 ここで暫時休憩を致します。
 松井教育長の除斥を解きます。
 (松井教育長、議場へ入場、自席へ)
- 々 松井教育長に報告を致します。再度、教育委員に任命をされましたので、
 ご報告を致します
- 々 次に、日程第21「諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について」の
 件を議題と致します。
 執行部から推薦理由の説明を求めます。
 番外三宅町長。
- 番外
三宅町長 「諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について」。
 下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求
 める。
 記。
 住所、川本町大字川本537番地9。
 氏名、木^き村^{むら}慶^{けい}五^ご。
 昭和20年10月19日生。
 平成25年9月6日提出。川本町長 三 宅 実。
 よろしくお願い致します。
- 議 長 以上で推薦理由の説明を終わります。
- 々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。
 この採決は「挙手」により行います。
- 々 「諮問第1号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
 挙手「全員」であります。
- 々 よって、「諮問第1号」は原案のとおり「推薦」することに「決定」を致
 しました。

議 長 以上で、本日の本会議の議事日程は、すべて終了致しました。

々 引き続きまして、全員協議会を開催しようと思いますが、昼からにまわしても良いですか。

(「はい」の声あり)

はい、それでは午後1時00分より全員協議会を開催を致しますので、お集まりをいただきたいと思います。

午前中の審議を終わります。

(午前11時47分)

この会議録は、川本町議会事務局長 宇山 廣 繁 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員